

“節税保険”への規制強化（詳説）

国税庁は今年4月11日、中小企業の経営者向けのいわゆる節税保険について、法人税基本通達等の課税ルールの改正案のパブリックコメントを出しました。

節税保険については、かねてより国税庁と保険会社の“謎ごっこ”が続いておりましたが、今回の改正では「業界との“謎ごっこ”を解消したい」という国税庁幹部の言葉通り、大幅な改正が加えられており、高い関心を集めています。

1. 節税保険とは

そもそも、今回の改正の対象となる節税保険とは、簡単に言えば、『高額な保険料で利益を圧縮し、支払った保険料の大部分は解約返戻金で取り戻す。さらに解約返戻金による収益も、退職金等の多額の経費で相殺すれば大きな節税効果が望める』というものです。

2017年に日本生命が売り出したプラチナフェニックスを皮切りに、各社が追隨して発売し、ここ2~3年は節税保険競争と化し、その市場規模は新契約年換算保険料ベースで数千億円にも上っていました。

既存の制度では、養老保険・がん保険など、その商品種類ごとに個別通達を設けて全額損金・一部損金などの取扱いを定めていたのですが、保険会社の商品設計の多様化などにより、実態との乖離が生まれ、対応しきれなくなっていました。

そこで、国税庁が行ったのが今回の改正であり、その内容は大きく分けて次の2つです。

- (1) 既存の個別通達の廃止
- (2) 返戻率が50%を超える保険商品の一律一部資産計上
※後述4.の保険契約を除く

個別通達の抜け穴を突いてくる保険会社に対応するため、返戻率を一律の基準とし、超えるものは全て一部資産計上としたのです。

結果、これにより生命保険各社は既に、節税保険の販売自粛に追いやられています。

2. 資産計上が必要になる保険契約

上記の通り、今回の改正では最高解約返戻率が50%超の定期保険等について、保険料の一部を資産計上しなければなりません。

さらに、“最高解約返戻率の割合”によって次の表の通り、3区分に基づき、それぞれ資産計上額の計算方法、資産計上期間、取崩期間が異なることになります。

最高解約返戻率	資産計上期間	資産計上額
(1) 50%超 70%以下(※1)	保険期間の前半 4割相当の期間	当期支払保険料 × 40%
(2) 70%超 85%以下(※1)		当期支払保険料 × 60%
(3) 85%超(※2)	保険期間開始日から最高保険解約返戻率となる期間等の終了日	当期支払保険料 × 最高解約返戻率 × 70% (保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%)

取崩期間は、

- (※1) 保険期間の7.5割経過後から保険期間終了日までの期間
- (※2) 返戻金が最高額となる期間経過後から保険期間終了日までの期間

少々分かり難いので、(1)50%超 70%以下の場合と、(3)85%超の場合について、例を挙げて図にすると次のようになります。

前提条件: 保険期間20年、保険料総額4,000万円(年200万円)

(1) 50%超 70%以下の場合(例:最高解約返戻率70%)

1~8年目 (前半4割相当)	9~15年目	16~20年目 (保険期間7.5割経過後)
損金算入額 120万 (200万×60%)	損金算入額 200万 (全額損金)	損金算入額 200万 (全額損金)
資産計上額 80万 (200万×40%)	10年目最高解約返戻率70%	取崩金額(損金) 128万 (640万÷5年)
資産計上額累計 640万(80万×8年)		

(3) 85%超の場合(例:最高解約返戻率90%)

1~10年目	11~15年目 15年目最高解約返戻率90%	16~20年目 (最高額となる期間経過後)
損金算入額 38万 (200万-162万)	損金算入額 74万 (200万-126万)	損金算入額 200万 (全額損金)
資産計上額 162万 (200万×90%×90%)	資産計上額 126万 (200万×90%×70%)	取崩金額(損金) 450万 (2,250万÷5年)
資産計上額累計 1,620万(162万×10年)	資産計上額累計 630万(126万×5年)	

3. 適用時期について

今回の改正について、既契約のものについても適用されるのではないかと憶測もありましたが、結果としては、**通達の発遣日以後に契約したものを対象**とすることとなり、**既契約のものについて遡及して適用されることはなく**、引き続き従来の取扱いが可能となる見通しです。
 なお、適用時期については早ければ“6月より”になる見込みです。

4. 全額損金算入ができる保険契約

上記の改正後においても、以下の3つの定期保険等の保険料については、原則通り、保険期間の経過に応じて損金算入することができます。

- (1) 保険期間が3年未満の定期保険等
- (2) 最高解約返戻率が50%以下の定期保険等
- (3) 最高解約返戻率が70%以下、かつ、年換算保険料相当額(保険料総額÷保険期間)が20万円以下の定期保険等

※被保険者が1人で複数契約をしている場合は各契約の合計